

危険ブロック塀等撤去費補助金のご案内

地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害を防止し、災害に強いまちづくりをするため、危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

補助金の額 《限度額 10万円》

(1) 補助対象となる撤去費用の1/2

(2) 危険ブロック塀等の長さにより1m当たり8千円を乗じた額

※上記(1)(2)のうち、いずれか少ない額(千円未満の端数は切り捨て)

◎補助を受けるには、次の要件が必要となります。

◆対象ブロック塀等

- 道路法の道路、建築基準法に規定する道路又は固定資産税の地目が公衆用道路に面しているもので、道路面からの高さが1.2mを超えるもの
- 事前調査で危険と判定されたもの

◆対象撤去工事

- 危険ブロック塀等を全て撤去すること又は道路面からの高さを1.2m以下に減じ危険をなくすもの
- 市内に本店、支店、営業所等が所在する施工業者が請け負い撤去するもの

◆補助金交付対象者

- 危険ブロック塀等を個人で所有している
- 同一敷地で、既にこの要綱による補助金の交付を受けていない
- 市税を完納している
- 土地又は建物の販売を目的としていないものである

※受付予定期間：令和6年4月8日～4月30日(予算額に達しなかった場合は11月29日まで)

※予算額に達した時点で終了 ※1月末までに工事を完了し実績報告書を提出

※一部撤去の場合は、必要に応じて工事中に現地を確認し、残った部分が危険のないものかを判定します。その結果、補助金の対象となくなることがあります。

◎手続きの流れ (提出書類として明記してある以外のものが必要となる場合があります)

事前調査 【提出書類】 ●事前調査申請書 ●ブロック塀等の現況写真付近と案内図



事前調査結果通知書

交付申請

【提出書類】

- 交付申請書 ●市税の滞納がないことを明らかにする書類
- 工事の見積書の写し ●委任する場合は委任状



交付決定通知書

実績報告

【提出書類】

- 実績報告書 ●工事着手前、施工中及び撤去完了後の写真
- 契約書及び領収書の写し ●発生した廃棄物の処分報告書



確定通知書

請求

【提出書類】 ●補助金交付請求書

問合せ先 (電話番号) 0476-93-5148
富里市役所 都市建設部 都市計画課 宅地建築班

